

令和6年10月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和6年(ネ)第394号 慶謝料等請求控訴事件 (原審・名古屋地方裁判所令和5年(ワ)第413号)

口頭弁論終結日 令和6年7月12日

5

判 決

愛知県春日井市高森台六丁目13番地14

控訴人 奥村昇次
同訴訟代理人弁護士 柴垣幹生

愛知県春日井市瑞穂通二丁目155番地1 シャトー瑞穂203号

10

被控訴人 友松孝雄
同訴訟代理人弁護士 野浪正毅
梶田晋

主 文

本件控訴を棄却する。

15

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、200万円及びこれに対する令和5年1月4日
20 から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要 (以下、略語は原判決に準じる。)

- 1 本件は、愛知県春日井市の市議会議員であり、春日井市議会の会派の1つである春日井市議会自由クラブ (以下「自由クラブ」という。) に所属していた控訴人が、春日井市議会議員であり、自由クラブの団長を務めていた被控訴人に対し、①被控訴人が落ち度のない控訴人を一方的に非難し謝罪を要求したこと、及び控訴人に対して任意に退団するか除名処分とされるかを選ぶ

よう求め、控訴人の意に沿わずに自由クラブを退団させたことがハラスメント行為に当たる、②被控訴人が自由クラブの規約に違反して恣意的に控訴人を自由クラブから除名処分としたことにより、控訴人の名誉を毀損したと主張して、民法709条に基づき、慰謝料及びこれに対する不法行為の日から民法所定の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実等、争点及び争点に関する当事者の主張

原判決3頁9行目の「自由クラブの所属議員」の前に「控訴人不在の中、」を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 控訴理由

(1) 令和4年12月28日の「7期議員を務めた（中略）、退会しろ」との発言があったこと

被控訴人の「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ」との発言は、極めて具体的かつ特徴的であるとともに、控訴人は一貫して上記発言があったと主張し供述している。また、証人梶田も上記発言を聞いていた旨証言しており、これを聞いていないと証言した証人加納は、その場にいなかったにすぎない。

そして、上記発言は、議会報作成の関係者に一定程度の負担をかけていたとの前提自体が誤っているなど何ら客観的な根拠に基づくものではないばかりか、控訴人の政治的信条とは無関係に、被控訴人が7期議員を務め、自由クラブの団長でもあるという立場を殊更に利用し、1期目の議員である控訴人を人格的に非難するとともに退会を迫るものであるから、パワーハラスマントとして不法行為に当たる特段の事情がある。

(2) 除名処分について全員会における決定はなかったこと

令和5年1月4日付で控訴人が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届は、実際には同月13日に提出されていたのであり、被

控訴人は、提出日を同月4日と偽って上記異動届を提出したものと思われ、これは、被控訴人自身が本件全員会での控訴人を除名する決定の正当性に懸念を抱いていたからである。また、控訴人の除名処分については、本件全員会で意見聴取及び正式に賛成票・反対票を募る方法による多数決での採決は行われておらず、全会一致で決定されたものではない。そして、所属議員の除名処分という極めて重大な事項について議事録が作成されていないことは極めて不自然である。

したがって、控訴人の除名処分は、本件規約第4条1項で求められる全員会の決定を経ていないという重大な手続違背があったことは明白である。

10 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、被控訴人の控訴人に対する発言内容につき、原審とは異なる認定をするが、当裁判所も、控訴人の請求には理由がないものと判断する。その理由は、控訴人の控訴理由を踏まえ、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決10頁24行目の「乙5、6」を「甲11、乙5、6、弁論の全趣旨」に改める。

2 原判決11頁25行目の「被告としては」から12頁18行目末尾までを次のとおり改める。

「被控訴人としては、自由クラブ内で中間案に対して賛同できない部分があるのであれば、内部での検討を経てから対外的に態度を表明すべきであり、控訴人の本件チラシの公表は問題であると考え、総務会長及び政務調査会長に対応を相談した。そして、三役の協議に基づき、政務調査会長及び総務会長は、控訴人を呼び出し、控訴人に対して厳重注意を促し、再び自由クラブに迷惑をかける行為があれば退団してもらうことになる旨を伝えた。（甲1
25 1、乙10、証人加納）

(8) 控訴人は、令和4年12月12日、本議会において一般質問を行い、翌

13日、その内容について議会報の原稿を作成して提出したが、議会報委員会から一部修正を求められ、修正原稿を出したものの、同月28日、同委員会の委員長から再度書き直しを求められる事態となり、同委員長は、同日、自由クラブの控室を訪ね、政務調査会長及び被控訴人に上記事態の対応を相談した。(甲3、11、乙21)

(9) 控訴人は、議会報委員長が帰庁した後の同日午後4時頃、原稿を訂正するため自由クラブの控室へ到着したところ、被控訴人から、控訴人担当の原稿部分が未確定であるため議会報委員長らに迷惑をかけていることを指摘され、関係者に謝罪するよう求められた。これに対し、控訴人は、自らに非はないことを主張しつつ、不本意な様子で「分かりました」と返事したところ、被控訴人は、控訴人の誠意のない態度に立腹し、上記(7)の中間案についての控訴人の行動にも触れ、その際に自由クラブの役員から「今度問題を起こしたときには自由クラブを辞めてもらわなければならないと言われたことを忘れたのか」、「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ」といった趣旨の発言をして、強い言葉で控訴人をたしなめ、自身の正当性を主張する控訴人に対し、自由クラブからの退会を促した。しかし、被控訴人は、退会されるのであれば全員会に諮るべきであるとの考えを述べた。

被控訴人は、同日から翌日にかけて、政務調査会長及び総務会長に経緯を説明して、控訴人の退会に関し、1月4日の仕事始めの日に三役会を開くことを決めた。(甲11、乙10、証人梶田、証人加納、控訴人本人、被控訴人本人)

3 原判決13頁10行目冒頭から17行目末尾までを、次のとおり改める。

「(12) 被控訴人は、令和5年1月13日、春日井市議会事務局に対し、同月4日付けで控訴人が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届を出した。春日井市議会事務局は、同月12日に自由クラブの別の議員か

ら会派を無会派とする会派所属届が提出されていたため、会派名簿は時系列に沿う形で作成し、記録しておく必要があると判断し、被控訴人が提出した上記異動届については、同年1月4日に遡って收受したものとして扱い、同日付で春日井市議会事務局の受付印を押印した。これにより控訴人は、同日付で自由クラブの会派名簿から外され、「無会派」欄に名前が記載されることとなった。（甲13、乙16、17、弁論の全趣旨）

その後、控訴人は、令和5年1月16日、春日井市議会事務局に対し、会派を無会派とする会派所属届を同日付で提出したところ、同事務局から、当該会派所属届の異動年月日の欄の記載を同日から4日に訂正するよう求められたため、「16」を二重線で抹消して、「4」と記載した。（乙18、弁論の全趣旨）

4 原判決13頁20行目冒頭から14頁10行目末尾までを、次のとおり改める。

「(1) 控訴人は、令和4年12月28日に被控訴人から受けた発言などがパワーハラスメントとして不法行為に該当すると主張するところ、前提事実(3)、上記認定事実(7)及び(9)によれば、控訴人は、同日、被控訴人から、議会報の原稿の関係で議会報委員長らに迷惑をかけていることを指摘され、関係者に謝罪をするよう求められた上、同年10月に自由クラブの役員から「今度問題を起こしたときには自由クラブを辞めてもらわなければならぬと言わされたことを忘れたのか」、「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ」などと、強い言葉でたしなめられ、自由クラブからの退会を促されたことが認められる。以下、被控訴人による上記の発言が不法行為に当たるか否かについて検討する。

なお、被控訴人は、上記発言の一部につき原審における本人尋問において、これを否定する供述をするが、その部分の被控訴人の供述は、上記認

定の同日の控訴人と被控訴人のやり取りの状況、証人梶田及び控訴人本人の原審における尋問の結果に照らし、信用することはできない。」

5 原判決15頁24行目冒頭から16頁4行目末尾までを、次のとおり改める。

「さらに、被控訴人は、本件当時、自由クラブの団長を務めており、控訴人に對し、自身が市議会議員を7期務め、会社であれば社長に相当するといった趣旨の発言をして、強い言葉で控訴人をたしなめて退会を促した事実が認められるものの、控訴人は、これに対して自らの正当性を主張し、退会については全体会に諮るべきであると反論しているのであって、本件全証拠によつても、被控訴人の上記発言が控訴人による反論を躊躇させるほどに繰り返された事実は認められない。したがって、被控訴人が団長の地位を殊更に利用して控訴人の反論を遮ったということもできない。

以上の検討によれば、被控訴人の言動について、前記(2)の特段の事情があつたとは認められないから、当該言動に違法性があったとは認められない。」

6 原判決17頁23行目の「覆す」を「覆すに足りる」に改める。

7 原判決17頁26行目冒頭から18頁6行目までを、次のとおり改める。

「なお、控訴人は、実際は控訴人の除名処分は行われていないため、これを既成事実化するために、被控訴人は令和5年1月13日に同月4日付けの会派届出事項異動届を提出したと主張する。

しかしながら、被控訴人が控訴人に係る令和5年1月4日付けの会派届出事項異動届を提出したのが、同月13日であったからといって、同月4日に控訴人の除名処分が行われていないと推認するには至らないのであり、他に、同日に控訴人の除名処分が行われていないと認めるに足りる事情はない。また、控訴人は、所属議員の除名処分という極めて重大な事項について議事録が作成されていないことは極めて不自然である旨主張するが、全体会における議事進行について必ず議事録が作成されるものであることを認めるに足り

る証拠はなく、議事録の作成がないからといって、上記認定を覆すに足りない。」

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 中 村 さ と み

10

裁判官 金 谷 和 彦

裁判官 飯 塚 隆 彦

これは正本である。

令和6年10月9日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官 松下

